

不良債権などについて（単体）

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位：百万円）

区 分	開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証による 回収見込額 (C)		貸倒引当金 (D)	保全率 (%) (B) / (A)	引当率 (%) (D) / (A-C)
			担保・保証による 回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)			
金融再生法上の不良債権	2019年度	6,284	5,585	3,419	2,165	88.87	75.59
	2020年度	5,764	5,041	2,935	2,106	87.46	74.46
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	1,722	1,722	1,155	566	100.00	100.00
	2020年度	1,210	1,210	659	551	100.00	100.00
危 険 債 権	2019年度	3,091	2,825	1,807	1,017	91.37	79.22
	2020年度	2,900	2,678	1,693	985	92.35	81.62
要 管 理 債 権	2019年度	1,470	1,037	455	581	70.58	57.36
	2020年度	1,653	1,152	582	570	69.70	53.24
正 常 債 権	2019年度	229,431					
	2020年度	235,253					
合 計	2019年度	235,715					
	2020年度	241,017					

不良債権比率 **2.39%** = $\frac{\text{不良債権額 } 5,764\text{百万円}}{\text{与信総額 } 241,017\text{百万円}} \times 100$

2020/3 2.66% → 2021/3 2.39% Δ0.27ポイント ↓

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。要管理債権には、DDSを実施した553百万円を含めております。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。上記開示債権には、時価評価を行った金融機関保証付私募債を含めております。

リスク管理債権の引当・保全状況

（単位：百万円）

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破 綻 先 債 権	2019年度	443	282	100.00
	2020年度	66	5	100.00
延 滞 債 権	2019年度	4,300	2,611	93.79
	2020年度	3,975	2,279	94.42
3ヵ月以上延滞債権	2019年度	166	166	100.00
	2020年度	119	119	100.00
貸出条件緩和債権	2019年度	1,303	289	66.42
	2020年度	1,533	462	67.22
合 計	2019年度	6,214	3,350	88.74
	2020年度	5,694	2,866	87.31

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者。
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者。
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者。
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者。
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金。
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。貸出条件緩和債権には、DDSを実施した553百万円を含めております。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。